

丸塚中学校生活のきまり

1 身だしなみ

(1) 制服について

冬季…標準型の学生服

本校指定のセーラー服上下

夏季…標準型のズボン。白色のワイシャツ、または開襟シャツ

本校指定のセーラー服スカート、白色セーラー服

(スカートの場合スカート丈はひざが隠れる長さを標準とする。)

※登校時は制服を原則とする。(遅刻の場合も制服で登校する。)

下校時は制服を原則とする。ただし、部活動がある日の下校は校内服でもよい。

(2) 服装などについて

①校内服(校内指定ジャージ上下、体操シャツ、ハーフパンツ、クラスTシャツ)

・校内指定ジャージ左胸及び、パンツ左上部・体操シャツ左胸に名札をつける。

・体育の授業では、体操シャツ、クラスTシャツ、ハーフパンツを着用する。(寒さに応じ、校内指定ジャージ着用可。)

②履物について

・上靴…体育館シューズとして共用できる本校指定のもの。

・下靴…体育等の授業と共用できる運動靴。(※R5生徒会で改訂)

(スニーカー、ハイカット等のカジュアルシューズは不可。色の指定は無し。)

・靴下…白・黒・紺・グレーの無地。(※R5生徒会で改訂)

(ワンポイント・ラインは可、柄物・キャラクターは不可。)

③雨天時はレインコートの着用可。

④冬季、部活動で許可された、または、市販されている防寒着の着用可。

・防寒着は、ロッカーにしまうことのできるものとする。

・防寒のため、トレーナー、セーター、タイツなどを制服の下に着用可。ただし、身だしなみとして外側からは見えないような着用の仕方をする。

・ハイネック・フードのついているものは不可。

⑤手袋、マフラー、ネックウォーマーは、昇降口で外す。(色の指定は無し。)

⑥下校時、用事があって再登校する場合も制服か校内服で来校する。

⑦傘の色の指定は無し。(必ず記名をする。)ビニール傘の使用は禁止する。

(4) 頭髪について(※R6生徒会で改訂)

以下の頭髪のきまりは、令和6年度に生徒会が中心となり、生徒自ら守る約束のもとに作られたものである。

① 中学生にふさわしい清潔できちんとした髪型とする。

・自然で清潔感のある髪型 ・勉強や運動がしやすい髪型 ・周囲に不快感を与えない髪型

② パーマ、脱色、染色、そりこみ、モヒカン、眉毛やまつ毛等の人工的な加工はしない。

③ 化粧品、整髪料、ピアス、ミサンガ等の装飾品も禁止。

④ くしと鏡は時と場を考えて使う。(教室・廊下で使用しない。)

⑤ 制汗剤は無香料のみ、時と場を考えての使用可。

※個人的な事情がある場合は、職員まで申し出てください。個別に相談し、よりよい解消方法を考えていきます。

(5) 持ち物について

①入れ物

- ・ナップサック（丸中ナップ）、サブバッグに限る。いずれも本校指定のものとする。
（基本はナップサックとする。なお、キーホルダー等の飾りは以前にキーホルダーが車を傷つけ弁償したことがあるので、つけないようにする。）

②持ち物

- ・授業、部活動で必要な物。カッターナイフなどの危険な物や不要物（携帯電話、スマートフォン、マンガ本、菓子類など）を持ってこない。
※部活動で必要なものはその時間のみ使用すること。
※不要物を持ってきた場合は学校で預かり、保護者に連絡を取って対応する。

2 学校生活

(1) 登下校について

- ①本校生徒の通学路は、交通量の多い道路のため、交通規則やマナーを守って、届出をした通学路を通して登下校をする。（3列以上では歩かない。1列が望ましい。）
- ②本校では自転車通学は許可していない。下校後、用事がある場合も自転車での来校は禁止とする。

(2) 1日の生活について

一日の動き	時刻・時間	生徒の動き	
登校	8:00	・指定の通学路を通り、8:00までに昇降口を通る。 ・当番活動（連絡、窓開け、教室整備等） ・7:40以降に昇降口を開錠する。	
準備	8:00～8:05 (遅刻判定8:05)	・教科書類を机に入れ、ナップサックをロッカーにしまう。 ・着替えを行う。・生活予定帳などの提出物を提出する。 ・準備ができ次第、静かに読書を行う。 ※上記の内容が完了し着席していなければ遅刻と判定	
黙思	8:05（火・木） 8:15（月・水・金）	・8:15(8:05)に黙思。（姿勢を正して行う。）放送が終了するまで黙思 ・机上にものを置かない。	
朝の会 朝読書or 清掃	8:05～8:25	月・水・金（清掃なし） 8:05～8:15 出席確認・朝読書 ・本は各自で準備する。 8:15～8:25 朝の会 ・当番の司会で効率良く行う。 ・健康観察は保健委員が正確に行う。	火・木（清掃あり） 8:05～8:10 連絡 8:15 清掃開始 8:25 清掃終了 ・始めと終わりにはあいさつを行う。 ・服装は校内服で行う。
1校時	8:35～9:25	・3分前には教室に入り、2分前には着席し、1分前には黙思を始める。 ・授業の準備は休み時間のうちに済ませる。 ・開始チャイムの間は自分の席で黙思する。 ・始業・終業のあいさつは意欲ある声で行う。	
2校時	9:35～10:25	・上記に同じ	
3校時	10:35～11:25	・ //	
4校時	11:35～12:25	・ //	
給食 (準備)	12:25～12:35	・給食当番は速やかに白衣に着替え、クラスごとまとまって配膳室へ。 ・他の生徒は12:30までに手を洗い、着席。	

給食	12:35～13:00	・給食委員のあいさつで給食をいただく。 ・食事のマナーを守り、終了時刻まで教室内で過ごす。(残菜ゼロ) ・給食で出されたものは、時間内に食べ終える。(持ち出し禁止)
昼休み	13:00～13:25 (13:25に予鈴)	・給食当番は全学年1階給食室に食器等を返却する。 ・教科係は昼休み終了までに予定黒板に記入する。 ・運動や読書に親しむ。
5校時	13:30～14:20	・1校時と同じ
6校時	14:30～15:20 (火・水・木・金)	・ //
黙思 帰りの会	14:30～14:45 (月) 15:30～15:45 (火・水・木・金)	・黙思の3分前までに教室に入り、帰りの支度を行い予定帳を書く。 ・机上にもものは置かない。 ・当番の司会で効率良く行う。 ・帰りの会終了後は速やかに部活動の活動場所へ移動または下校。
部活動	16:00～ (火・水・木・金)	・帰りの会終了後15分以内に活動場所であいさつをし、活動をはじめる。 ・部活動に遅れたり欠席したりする場合は、必ず部活動顧問に連絡をする。
完全下校	月によって異なる	・下校時刻を厳守し、安全に下校する。

※短縮日課になることもあるため、教室の日課表を参考にする。

※休み時間には、他の教室に入らない。(他学年のフロアには原則行かない)

※ベランダは安全面を考慮し、使用禁止とする。

※テストがある日は、1校時の始業を8:20とし、休み時間を15分間とする。

※(部活動がない日は原則時差下校 3年15:40 2年15:45 1年15:50)

(3) 完全下校時刻について

＜活動を終了して、校門を出る時刻＞

月	下校時刻	月	下校時刻
4	18:00	10	新人大会まで 18:00 スポーツの日以降 17:30
5	18:00	11	17:00
6	18:00	12	17:00
7	18:00	1	17:30
8	夏季休業 16:30	2	上旬 17:30 下旬 17:45
9	18:00	3	18:00

※買い食いや寄り道はしないで帰るようにする。

(4) 報告や届出について

※保護者がさくら連絡網を活用し、7:50までに入力する。必ず登録してください。

7:50を過ぎてしまうと入力できません。その場合は、電話連絡をお願いします。

＜欠席の場合＞

- ・保護者が7:50までにさくら連絡網に入力、または8:00までに直接学校に連絡する。(本人からの連絡は不可、遅刻の場合も同様とする。)

＜遅刻の場合＞

- ・遅れて登校した場合、職員室の先生(学年)のところに行って「遅刻連絡カード」を書いてもらってから教室へ行くこととする。

＜早退の場合＞

- ・体調不良により、早退をさせた方がよいと学校が判断したとき、保護者に連絡したうえで、迎えに来ていただくことを原則とする。

＜学校生活による病気やけがの場合＞

- ・授業中に健康状態など不調な時は教科担任に申し出て、「保健室利用カード」を書いてもらい保健室へ行く。
- ・学校では応急処置のみとし、内服薬は服用させない。

3 校外生活

※校外生活においては、基本的には御家庭で責任を持って御指導ください。

(1) 次の行為は触法行為（触法行為となる可能性）となるため、絶対しないようにする。

飲酒、喫煙、恐喝、窃盗（万引き）、暴力行為、器物破損行為、不純異性交遊、有害図書類購入、家出、深夜徘徊、無断外泊、娯楽施設などへの入場（パチンコ店等）

(2) 友人宅への外泊は原則禁止とする。

(3) 自転車に乗るときはヘルメットを着用し、交通ルールを遵守して、二人乗り・夜間無灯火・信号無視・右側通行・並列走行などは絶対にしない。

(4) ゲームセンター（ゲームコーナー）・インターネットカフェ・カラオケボックスへは生徒同士ではなるべく行かないようにする。過去にトラブルに巻き込まれたことがあります。（ゲームセンターは18時以降保護者同伴でなければ入場できない。）

(5) 携帯電話やメール・SNSでの悪質な書き込み、画像や動画の無断掲載などが、いじめや自殺、犯罪につながるなど、現在、社会的にも大きな問題になっているため、保護者の監督のもと、情報モラルを守り正しく使うようにする。また、興味本位での使用や犯罪行為につながらないよう気をつける。また、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（H21.4.1施行）によりフィルタリングサービスに加入することが、義務とされている。

※ネット上(ホームページやブログ・掲示板)での生徒間トラブルについては、原則として、保護者の責任にて削除処理や閉鎖などを行ってもらいます。また、悪質な場合は警察と連携する場合があります。

4 その他

(1) 旅行等で、学割が必要な場合は、日数に余裕を持って届出を提出してください。

(2) 青少年健全育成条例、道路交通法など、法律で定められていることについては、保護者の皆様も御確認の上で守らせてください。

- ・買い食いや寄り道はしない。
- ・祭典参加の三原則を守る。

① 21：30までに帰宅 ② 原則自町へ参加 ③ 触法行為禁止

- ・保護者の知らない生徒同士の集会やパーティー等には行かないようにしましょう。